

# 飲酒運転防止・根絶のための校内ルール

長野県北部高等学校長 田島 康彦

飲酒運転に対しては、悲惨な事故を巻き起こし社会の厳しい目が注がれる中、模範的立場にあるべき教員が飲酒運転で摘発されることは、教育公務員及び教育現場に対する信用を著しく失墜させるものであり、大変憂慮すべき事態です。

つきましては、飲酒運転の防止及び根絶に向けて、「職場における飲酒を伴う懇親会（以下、懇親会とする。）」について、校内ルールの確実な運用をお願いします。

## 1. 懇親会に先立って注意すること

- ・ 酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・ 運転代行での帰宅予定者は、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・ 運転代行での帰宅予定者は、2次会以降の参加はしない。
- ・ 飲酒しない場合は、その意思を明確にする。

## 2. 懇親会に際して確認すること

### (1) 開会に先立ち実施

- ・ 幹事は開催にあたって、様式例(※)のような形式で、参加者の飲酒の有無、会への参加方法・帰宅方法（運転代行での帰宅予定者にはその予約状況）を確認し、教頭に提出する。変更ある場合は最終版を教頭に提出する。
- ・ 管理職は、参加者に飲酒運転防止を呼びかける。

### (2) 懇親会終了時実施

- ・ 幹事（管理職等）は帰宅方法について、改めて全員に確認する。
- ・ 幹事（管理職等）は運転代行での帰宅予定者の代行者への乗車を駐車場等で確認する。

## 3. 対象となる懇親会

- ・ 学校全体及び学年会、教科会、分掌等の懇親会
- ・ 勤務場所から直接懇親会会場に向かうもの。

## 4. 様式例(※)

会の名称	北部高校送別会		
日時	令和5年〇月〇〇日（〇）18:00～21:00		
会場	ホテルメトロ〇〇〇〇		
幹事長	※※ ※※		
参加者	飲酒	参加方法	帰宅方法
〇〇 〇〇	有り	自家用車	代行使用
△△ △△	有り	徒歩	
■■ ■■	無し		